



# かっぱ新聞

第 87 号

令和元年 6 月 吉日

前号に続いて、2019 年 10 月に実施される障害福祉サービスの報酬改定についてお知らせします。これは 2 月 15 日に行われた第 5 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにて検討された内容です。

主な改正点は①「**特定処遇改善加算**」の新設 ②現行の**処遇改善加算の加算率の暫定的な見直し** ③**消費税率引き上げに対応した報酬の引き上げ** になります。詳しくは報酬改定検討チーム資料(記事末尾に URL 記載)をごらんください。

## ■ 特定処遇改善加算の新設

経験・技能のある介護職員の処遇改善を目的に「特定処遇改善加算」が新設されます。この加算は要件を満たせば従来の処遇改善加算に加えて取得できます。ただし職員に手当を配分する時は、下記配分方法にしたがう必要があります。

### ■ 特定処遇改善加算の取得要件

- ①現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること
- ②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### ■ サービス種類内の加算率

介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する。

	居宅介護	重度訪問	同行援護	行動援護	児童発達支援	放課後等デイ	居宅訪問型 児童発達支援
特定処遇改善加算Ⅰ	7.4%	4.5%	14.8%	6.9%	2.5%	0.7%	5.1%
特定処遇改善加算Ⅱ	5.8%	3.6%	11.5%	5.7%	2.2%	0.5%	※1 区分のみ

### ■ 事業所内における配分方法

#### 【事業所内の職員分類の考え方】

- ①経験・技能のある障害福祉人材は、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員で勤続 10 年以上の者を基本とし、勤続 10 年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。
- ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

#### 【具体的な配分の方法】

- (1)①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の 2 倍以上とすること。
- (2)③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の 2 分の 1 を上回らないこと。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収 440 万円)を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

## ■ 現行の処遇改善加算の暫定的な見直し(※居宅サービス)

◎現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成 30 年度予算執行調査(財務省)」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて調査を実施し、その調査結果を 2021 年度報酬改定に適切に反映させる。

◎暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が 20 人以上であって、1 ヶ月の訪問回数 1 に対して、1 ヶ月の常勤換算従事者数 1 以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
処遇改善加算Ⅰ	30.3%→30.2%	19.2%→19.1%	30.3%→30.2%	25.4%→25.0%
処遇改善加算Ⅱ	22.1%→22.0%	14.0%→13.9%	22.1%→22.0%	18.5%→18.2%
処遇改善加算Ⅲ	12.3%→12.2%	7.8%→7.7%	12.3%→12.2%	10.3%→10.1%

## ■ 障害福祉サービス等の基本報酬の見直し

消費税引き上げにともない、各サービスの基本報酬が上乘せされます。紙幅の都合上主なものを抜粋しています。掲載外の区分につきましては、「資料2 介護報酬の算定構造」（記事末尾に URL 記載）をご参照ください。

### ■ 居宅介護

区分	改正後
身体介護 ／ 通院等介助 (身体伴う)	～30分 249 単位
	30分～1時間 393 単位
	1時間～1時間30分 571 単位
	1時間30分～2時間 652 単位
	2時間～2時間30分 734 単位
	2時間30分～3時間 815 単位
	3時間～ 896+30分 ごとに 81 単位
家事援助	～30分 102 単位
	30分～45分 148 単位
	45分～1時間 191 単位
	1時間～1時間15分 232 単位
	1時間15分～1時間30分 268 単位
	1時間30分～ 302+15分 ごとに 34 単位
通院等介助 (身体伴わず)	～30分時間 102 単位
	30分～1時間 191 単位
	1時間～1時間30分 268 単位
	1時間30分～ 336+30分 ごとに 68 単位

### ■ 重度訪問介護（入院・入所中の提供時と同じ）

区分	改正後
～1時間	184 単位
1時間～1時間30分	274 単位
1時間30分～2時間	366 単位
2時間～2時間30分	457 単位
2時間30分～3時間	549 単位
3時間～3時間30分	639 単位
3時間30分～4時間	731 単位
4時間～8時間	816+30分ごとに 85 単位
8時間～12時間	1496+30分ごとに 85 単位
12時間～16時間	2171+30分ごとに 80 単位
16時間～20時間	2817+30分ごとに 86 単位
20時間～24時間	3499+30分ごとに 80 単位

### ■ 同行援護

区分	改正後
～30分	184 単位
30分～1時間	292 単位
1時間～1時間30分	421 単位
1時間30分～2時間	485 単位
2時間～2時間30分	548 単位
2時間30分～3時間	611 単位
3時間～	674+30分ごとに 63 単位

### ■ 行動援護

区分	改正後
～30分	255 単位
30分～1時間	403 単位
1時間～1時間30分	587 単位
1時間30分～2時間	735 単位
2時間～2時間30分	884 単位
2時間30分～3時間	1032 単位
3時間～3時間30分	1182 単位
3時間30分～4時間	1330 単位
4時間～4時間30分	1480 単位
4時間30分～5時間	1628 単位
5時間～5時間30分	1777 単位
5時間30分～6時間	1925 単位
6時間～6時間30分	2075 単位
6時間30分～7時間	2223 単位
7時間～7時間30分	2373 単位
7時間30分～	2520 単位

### ■ 計画相談支援

区分	改正後
サービス利用支援費	利用支援費Ⅰ 1462 単位
	利用支援費Ⅱ 731 単位
継続サービス利用支援費	継続支援費Ⅰ 1211 単位
	継続支援費Ⅱ 605 単位
居宅介護支援費重複減算Ⅰ	利用支援費Ⅰ -553 単位
	継続支援費Ⅰ -604 単位
居宅介護支援費重複減算Ⅱ	利用支援費Ⅰ -856 単位
	利用支援費Ⅱ -125 単位
	継続支援費Ⅰ -907 単位
	継続支援費Ⅱ -301 単位

### ■ 障害児相談支援

区分	改正後
障害児支援利用援助費	利用援助費Ⅰ 1625 単位
	利用援助費Ⅱ 814 単位
継続障害児支援利用援助費	継続援助費Ⅰ 1322 単位
	継続援助費Ⅱ 661 単位

### ■ 児童発達支援（児童発達支援センター以外）

区分	定員	改正後
重症心身 障害児 以外	主に未就学児	～10人 830 単位
		11人～20人 559 単位
		21人～ 435 単位
	上記以外	～10人 706 単位
		11人～20人 467 単位
		21人～ 361 単位
重症心身障害児	5人 2096 単位	
	6人 1755 単位	
	7人 1509 単位	
	8人 1325 単位	
	9人 1183 単位	
	10人 1068 単位	
11人～ 836 単位		

### ■ 放課後等デイサービス（重症心身障害児以外）

区分	定員	授業終了後	休業日
区分1の1	～10人 660 単位	792 単位	
	11～20人 443 単位	532 単位	
	21人～ 333 単位	412 単位	
区分1の2	～10人 649 単位	区分1の1 と同一	
	11～20人 433 単位		
	21人～ 326 単位		
区分2の1	～10人 612 単位	730 単位	
	11～20人 407 単位	486 単位	
	21人～ 306 単位	376 単位	
区分2の2	～10人 599 単位	区分2の1 と同一	
	11～20人 398 単位		
	21人～ 299 単位		

【出典】第5回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」資料（資料2）および（資料3）  
URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00009.html)



#### 情報システム部 金沢 光哲

3月にサポート担当として入社しました金沢と申します。サポート担当として一人前になれるよう日々勉強中です。いち早く皆様のサポートをできるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。